

論文

# 社会的価値の実現と自治体契約・入札制度

——自治体の取り組みと背景としての委託化——

吉村 臨兵

## 要約

公共サービスが自治体などから民間へゆだねられる場合、その事業者の選定は、厳しい価格競争をしばしば助長してきた。これに対する歯止めは、「総合評価方式」が地方自治体法等に盛り込まれたことによって、従来よりもかけやすくなっている。その結果、どのような認識とどのような価値観のもとで事業者を選定するかが各々の自治体に問われるようになった。もともと、その選定にあたり、民間の側で働く事業者の雇用環境や労働条件をはつきりと評価の対象にする事例は、大阪府のようにまだごく限られている。今後なお目の離せない民間事業者の参入の流れのもとで、そうした社会的視野をもった取り組みはますます重要になるだろう。

## はじめに

大阪府による総合評価一般競争入札のモデル実施が行われるなど、これまで価格一辺倒と言ってよかった公共サービスの民間委託における事業者選定に、ようやく変

化の兆しが現れている。本稿の主眼は、このような取り組みが求められるようになった経緯を、従来の議論や制度的対応から振り返るところにある。ただし、それに近い趣旨の文章を以前私は書いていた<sup>1</sup>のだが、関連するいくつかの制度の紹介を詰め込みすぎているようなところがあった。そこで後半において、まだ制度化に至ってい

ない運動の断面や、留まることを知らない民間委託化の波にふれながら、近年の市場構造の変化から見て現在の取り組みがどんな意味をもつのかを論じてみた。広い文脈の中で「政策入札」の意義を理解していただければ幸いである。

## 一 低価格化と委託の構造

### 1 「民活」時代の対応と議論

業務処理請負型の民間委託は、民間活力導入路線と各種公共サービスの増大を背景として、おおむね一九八〇年代から増大した。その事業者を入札によって選定する場合、国も地方自治体も、法制度上、建設の事業などのように入札時の「最低制限価格」が設定できなかつたので、早くから過度な安値受注による労働条件の悪化が懸念されていた。例えば早い段階のものとしては、一九七八年末に埼玉労働基準局長名で出された「ビルメンテナンス業等における労働関係法令遵守について 埼玉発第九二四号 昭和五三年一月二日」というものが残っている<sup>2)</sup>。また一九八〇年代末には大阪府のように、自治労や全港湾建設支部などの要請を受けて事実上の最低制

限価格を設定する地方自治体も出るようになっていた<sup>3)</sup>。もつともこの大阪府の例についてはその後一九九九年一〇月に違法との判決が下されるケースが生じるものの、こんどは二〇〇二年二月の地方自治法施行令改正により、サービス型の業務処理請負契約の入札についても最低制限価格の設定が法的に可能となるに至っている。こうした流れは、いわば安値発注・安値受注に対する歯止めの歩みであり、現在も続いているものだ。

また、その流れと密接に結びついているものであるが、もう一つの問題の所在として発注者から現場への関与のあり方が挙げられる。例えば業務処理に関する受託側へのチェックは、ある時は単なる人数確認により済まされ、ある時は仕様書による事細かな指示に沿って行われるという実態がある。つまり、委託代金に見合う数の就業者が実際にそこにいるという点だけが確認されたり、作業の手順や経路、頻度、あるいは道具など、本来受託側の裁量にゆだねられるべきことまで指揮されたりする。そしてこの実態が果たして「請負契約」になじむものかどうかという点も、それ自体論議の的となってきたものだ<sup>4)</sup>。いずれにせよこのようにして発注者が関与すると、時として受託側の事業者の対応は望ましくない方へ向かう。というのも、細かい指示がかえって業務処理の工夫

の芽を摘むとすれば、コスト削減の対象は結局人件費部分ということになるためだ。またその反面で、就業者の安全衛生に関わる発注者側の責任の所在も不分明になるし、就業者からすれば、「雇用の問題も賃金・労働条件の問題も会社との関係では解決できない」（青木衆一、二〇〇二、一七頁）。

こうして、もし直営であれば生じにくい課題がいくつも生じることから、外注化によってその種の管理責任から免れるかのようにみえる発注側の自治体の姿勢が改めて問いかげられるようになってきた。そしてこのことは、自治体がある種の政策を進めようとするときに、受託事業者に何を求めるかということと関連してくる。のちに大阪府における知的障害者の就労支援にみるように、受託事業者に任せて知らんぷりを決めこめない場合も多いはずだから、それに見合った事業者とのつき合い方があって当然であろう。「総合評価方式」による事業者選定が注目されるのは、このような背景があつてのことである。時系列的に言いなおせば、以上のように価格の面とサービス提供の構造の面についての議論が蓄積されてきていたところへ、事業者選定にあつたの「総合評価方式」という制度が登場してきたのだった。

## 2 総合評価方式による事業者選定

地方自治体の関わる「総合評価方式」による事業者選定は、地方自治法施行令に一九九九年二月に盛り込まれた。これは、それまで入札といえれば最低価格を提示した事業者にしかなる落札させることができなかつたものを、「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申し込みをした者」<sup>5)</sup>を落札者にできるという規定である。この規定が設けられたことで、自治体の発注する業務処理をとにかく安値で請け負おうという流れに、歯止めをかける途がひらけることになった。それは必ずしも最低価格で応札した事業者に落札させなくてもよいからだ<sup>6)</sup>。

この総合評価方式の活用も含め、そもそも自治体が事業者選定において就業者の労働条件の悪化や雇用機会の不均等化を助長しないようにするにはどのようなことができるかについて、自治体の「自治体入札・委託契約制度研究会」が検討を始めたのは二〇〇〇年三月だった。ちなみにそれ以前のイメージとしては、総合評価方式といつても、とりわけ建設の事業について、デザインや施工方法などに関する工夫の余地のある入札方式といったところがよくある捉え方だったように思われる。一九九

八年、地方自治法にその「総合評価方式」を盛り込む改正作業が行われているというニュースに対しては私も期待を寄せたものの、その頃はまだ具体像を思い浮かべるには至らなかつた。そこでとりわけ公共サービスの業務処理請負を念頭において、応札企業と業務についてチェックできればよいだろうと思われる内容を、オーストラリアの公共企業体研究センターによるマニュアルから抄訳して報告したりしていた。

また一九九八年は、国の公共工事における同方式の最初の試行事例が出た年でもあった。建設省関東地方建設局（当時）が同年一月に公示した「今井一号橋撤去工事」である。その入札では、大ざっぱにいうと入札価格を分母に、通行止めに要する時間の短縮量を分子にいた割り算の商を評価値と定めていた。その値が大きほど落札に結びつくわけである。これは工事場所の関係で交通量の多い「保土ヶ谷バイパス」をある程度の時間にわたって通行止めさせざるを得ないために、それをいかに短くするかという点が評価の対象となつたのだという。こうして、当時の主たる関心の対象は建設事業であり、それも施工方法や工事計画など、いわば事業の進め方の「わざ」が「上手か下手か」を問うようなものが総合評価方式のイメージとしてまず共有されていったといえ

る。

ところが入札・委託制度研究会で何度か議論を重ねるなかで、二〇〇〇年に実施された神奈川県による「総合評価方式」の事業者選定の際に、障害者雇用率が評価対象の一つになっていたことがわかつた。それは衛生研究所のPFIのための入札であり、建物の建設工事と完成後の運営を一括して行う事業者を選定するものだった。なおPFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、これを定めたPFI推進法の名称によれば「民間資金等の活用による公共施設等の整備等」をさす。いろいろな手法があるようだが、基本的には、公共サービスのためのプロジェクトのある段階までが主に民間資金で行われる。したがって、サービスの原資がすべて税金で賄われる民間委託に比べ、一時的にせよ民間に近い。いずれにせよこの先例によって、事業それ自体についての巧拙だけでなく、また、地球環境への配慮等にとどまらず、事業の就業者にとつての雇用環境や労働条件の安定を、総合的な「評価」に盛り込めないかという研究会での議論が具体化し始めることになつたのである。

## 二 「社会性」による格付け例と「政策入札」

前節の議論はともかく、雇用や労働条件は、総合評価方式とは別な制度のもとで従来から事業者選定の参照事項にされていた。例えば就業者の賃金額そのものが参照されるなどということはなかったと思われるが、労働基準、安全衛生、あるいは労使関係上の法規の遵守が指名競争入札参加の条件であったり、そうした項目が事業者の格付けに活用されたりしてきている。指名の条件は自治体によって様々であるが、格付けとしては建設業行政の中に厳然と制度化されてきた「建設業経営事項審査」がある。

この審査は建設業法第二七条の二三に規定されるもので、公共工事を受注しようとする建設業者はそれを受けおこななければならない。その格付けのための点数化の概略は次のとおりである。すなわち、「X1（完成工事高）」、「X2（自己資本額）および（職員数）」、「Y（経営状況）」、「Z（技術力）」とならんで「W（社会性等）」という項目があり、この最後の項目の中に「労働福祉の状況」、「工事の安全成績」、「営業年数」、「建設業経理事務士等の数」という四つの小さな項目がある。全体のな

かで見ればそのウエイトは微々たるものとはいえ、この「労働福祉の状況」と「工事の安全成績」はまぎれもなく就業者の雇用環境と労働条件にかかわるものだ。そこでは当該事業者の雇用保険加入の有無などを問いかけるほか、安全管理の不備による重大な労働災害については下請に関するものでも元請の評価を減点するなど、建設事業における労働力編成の特性を反映したものになっている。

事業者の社会性に対するこうした評価は、なるほど実態としては、規模や技術力に付随する「おまけ」のようなものだし、この審査結果はあくまで受注できる工事の規模を分類するためのものである。すなわち、個別の工事について落札可能性を直接左右するものではない。また、発注官庁とはいえ、このように詳細な経営事項の提示を取引の相手方に定期的に求めるということが可能なのは、建設業許可制度があるからでもある。例えばこの審査書類への虚偽記載に対する処罰には、建設業許可の取り消しもあり得る。このような構造から見ると、経営事項審査における社会性の評価は、特定の業界における瑣末な事例と言えなくもない。

ところで総合評価方式に話を戻すと、これは前述したように自治体がかかり自在に落札者の決定基準を決める

ことができる方式である。その際に範を取るべき対象の一つとして、建設業の経営事項審査における「社会性等」の諸項目は有用であろう。それは、自治体等が直接的に雇用していない就業者、すなわち請負側、受託側の事業者のもとで働く就業者について発生しがちな雇用環境上あるいは労働条件上の留意点のエッセンスが列記されているからである。そこで入札・委託制度研究会においても、それらの項目を活用することにした。

こうしてそれらの項目と神奈川県における事業者選定の流れから得たヒントをもとに作成したものが、「社会的価値の実現をめざす自治体契約制度の提言―政策入札で地域を変える―」（自治労、二〇〇一、四六頁以下）の第6章「自治体契約における落札者決定ルール」である。なお付け加えておきたいのだが、この提言においては、そうしたルールなどを存分に生かせるような基本条例の整備も、前提的な要素として指向されている。つまりこの提言は、ただ単に入札に関する問題点とそれへの規制手法の工夫などを綴っただけのものではない。むしろ、まちづくりや住民参加といった地方自治のこれからの展開のなかの一つの焦点の問題として、どのようにに事業者を選定し、どのようにに公共サービス就業者の労働条件をまともなものにするかについて議論しているのである。

### 三 大阪府によるモデル実施

さて前節の「落札者決定ルール」をまとめるにあたっては、受託側就業者のみならず、受託事業者の意見もできるだけ取り入れたものの、その結果として提言にのせた場面の設定としては、労務提供型の業務処理委託・請負の場合と、建設の請負の場合という、大ぐりの二種類しかない。それ以上の細かな場面は想定しても意味がないと思われるためだ。それに業務処理請負の契約は建設に比べて少額なものが多いから、その「落札者決定ルール」ですら実務的にはおそらく過剰装備で、もつと簡単な形に削ぎ落とした用い方か、何らかの集約的な用い方がされるだろうというのがその頃からの私の予測である。とにかく自治体の「思想」なり政策意図なりを反映できる枠組みの一例としてくみ取ってもらえれば、それでよいのだった。こうしてしばらくの間は、政策意図を実現するための手段として総合評価方式の落札者決定基準を実際に活用する自治体が出現しないかどうか、待たれることになる。二〇〇三年四月の大阪府による総合評価入札の発表は、そんな状況でのことだった。

大阪府が発表したのは、大規模な清掃業務などについて

て総合評価入札のモデル実施を行うというものである。二件だけ<sup>9)</sup>ではあるが、金額の面からWTO（世界貿易機関）協定に規定される国際競争入札に付さねばならない業務について、総合評価方式が取り入れられたわけだ。そこで特筆したいのが、落札者の決定基準のなかに、社会的な価値観としての「行政の福祉化」を反映する項目が設けられたところ<sup>10)</sup>である。これは「公共性評価」のうち「福祉への配慮」という項目であり、母子家庭の母の雇用率とともに、知的障害者の就業状況などが評価される仕組みになっている。むろん、これらは前述の提言の産物というよりも、大阪府庁内の多様な検討会議やプロジェクトチームの議論、さらにはそれ以前の長い運動の成果である。だが、いわば構想どまりだった前述の提言に共通する考え方が、大阪府のように大きな自治体でモデル的とはいえ実際に動き出すのを見るのは、まず驚きであった。

ところで、このような事業者選定を通じて庁舎清掃の業務を知的障害者の就労支援に活用しようという考え方は、上記の発表に先立って出された報告書で次のように展開されている。すなわち、

知的障害者については、公共発注や公務労働とのマッチングにおいて、府としての取り組みが進んでいなか

った。このような中、知的障害者の就労訓練の場を提供する目的で、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合への清掃業務の発注を通じて支援を行ってきたところであるが、さらにこれを推し進めて、清掃業務について、発注規模別に最も適切と思われる手法を用い、知的障害者などの雇用が促進される取り組みについて検討を行った。（大阪府、二〇〇三、四頁）

そもそも通勤から命がけと言われる知的障害者が社会参加できるようにするには、それを促したり補ったりする活動の担い手が不可欠だが、その分の人件費は、役務の購入価格という視点のみから見れば「無駄金」である。だがそれとともに、現時点での社会のあり方からして知的障害者の社会参加できる分野に限られており、ようやく建物の清掃がその数少ない分野の一つとして開拓されてきたということも、また事実である。したがってもしある自治体が、一方で知的障害者の就労を促進しようとしながら、他方で、とりわけ建物の清掃のような分野において、価格だけで事業者を選定したり、あるいは総合評価方式を用いるとしても、例えば障害者雇用率の達成のみを評価したりすれば、それは不十分な行政手法ということになるだろう。

#### 四 民間委託をめぐる近年の動き

##### 1 雇用の継続への取り組み

以上のように建物清掃の分野は大阪府の取り組みの主な舞台となったのであるが、その一般的な就業環境についてみても、いわば低賃金職種として定着している観がある。また受託事業者が業務をほかの事業者にも再委託していても我関せずという発注部局も全国的にはかなりある。つまり、放置していたら事業者の労働条件の改善や雇用の安定はおろか、サービス水準の維持も見込めないような事情が、他の分野に比べてこの分野にはいくぶん色濃く影を落としている。したがって大阪府における「行政の福祉化」の反映は事業者選定過程に社会的価値の実現をはかる大きな第一歩であるが、それで終わりはなく、ということも確認しなければならぬ。すなわち落札者の決定基準に盛り込むべきチェック項目はまだまだありうるということである。

そこで、入札の手続きとして明文化されているものではないが、建物清掃や受付の就業者にとっての雇用継続について最近私の見聞きした動きに触れておきたい。大

阪府大東市は二〇〇二年一〇月に「施設管理業務」(清掃、設備管理、受付案内)の受託事業者の選定にあたり、「見積もり合わせ」を実施した。そうすると、最低額を提示した事業者が事業を受託することになるため、事業者が交代すると現在の就業者の雇用はそこで打ち切られる可能性が高い。そこで就業者の加入する全港湾関西地方建設支部が雇用の継続を求める申し入れをしたところ、「大東市は、『雇用問題は東大東市も重要な問題であると考えている』『現就業者の継続雇用を見積提出にあたって条件とする』『継続雇用を約束しない業者とは契約しない』と回答<sup>11)</sup>、結局同一の事業者が受託して、従来からの就業者の雇用が確保された。

また同じ労組、同じ大阪府の河内地域の例で恐縮だが、東大東市が二〇〇三年春の新庁舎への移転に伴って実施した入札<sup>12)</sup>では、従来から受託していた事業者が落札に至らなかった。これに対し労組側は(新庁舎へ)「連れてって」闘争を開始し、結局「会社を移籍するなどして組合員全員の継続雇用を確保<sup>13)</sup>」したという。このように事業者が交代する場合の雇用の継続については、米国ではロサンゼルス市のように、新規に落札した事業者が従来受託事業者から従業員名簿を引き継ぐよう求める条例を持っているところも少数ながらある。この点について



日本では直接に条例化する可能性は低いとしても、雇用を継承する意思の有無を落札者の決定基準に盛り込むことは不可能ではないだろう。

## 2 「上陸」間近(?)な民間委託

二〇〇三年夏の新聞に、PFI方式による千人規模の初犯向け刑務所運営に関する記事が載っている。そこでは、例えば監視にIT技術を取り入れることによって省力化が進められるそうだ。近年の定員超過傾向に対応するにあたり、刑務官の増員を抑えるには、こうした技術革新の成果の活用が必要だということであろう。だがそれだけではない。「受刑者の食事や清掃、舎房管理、作業や矯正教育などで民間業者の参入を図り、保安など警備部門の一部も民間委託する」。そしてこれは地域の雇用創出にも役立つということのようだ。

民間事業者によるサービス供給の波が刑務所にも及んだということは、横浜市における地下鉄民営化方針の発表とともに、私にとって昨年夏の二大民営化ニュースだった。

そこでもう少し新聞とテレビに題材をとりながら、この刑務所の民営化の流れを見ておきたい。PFI導入につづいて八月に伝えられた法務省の方針には、「ドイツ

などヨーロッパで実施されている刑務所外の民間企業に昼間、勤務させる制度を一部の受刑者を対象に取り入れ、その際、受刑者の出所後の職業選択を考慮して民間企業を選ぶ」というものがある。この記事によると、その原因としては刑務所内で行える刑務作業の解約が不況によって増えたことにより、所外にも作業の場を広げてゆく必要が出てきたなどのことがあるようだ。

さらに九月の報道によれば、法務省は現存する刑務所や拘置所など七四施設について、「処遇部門以外の業務に民間人を積極的に採用する方針を固めた」。それらのうち庶務部門には「派遣会社などを通じて二人ずつ民間人を契約職員として採用する予定で、今後増やしていく方針」とのことだ。おそらくこれは、七月の報道の内容がさらに細かく伝えられたものと思われる。

以上の記事を考えあわせると、日本の刑務所では、その運営面においても受刑者の作業場所の面においても、急激に「塙の外」の取引関係が介入するようになりそうだ。このような見通しのもとでは、刑務所の民間委託が進んでいるアメリカの状況は興味深い。全米一位の売り上げを誇るコレクシヨonz・コーポレーション・オブ・アメリカ(CCA)社と、それに続くワツケンハット・コレクシヨonz(WCC)社の各々のホームページを見

てみよう。それらによると、まずCCA社は一九八三年創業、全米二〇の州とワシントンDCにある六〇カ所の施設に五万五千人を収容している。またWCC社のほうは、北米、オーストラリア、英国、ニュージーランド、南アフリカ共和国で合計四万二千人を収容、二〇〇二年度の売上高は約五億七千万ドルである。

それらの民間刑務所の多くはやはり、増大する受刑者の受け入れのために各地で建設されており、誘致も行われ、実際に地域の雇用創出にも貢献しているようだ。なおその運営には傷病の放置や暴力的管理など問題も生じた。また一方、それらの収容された受刑者たちには、職業訓練の一環として、他の民間事業所での就労という機会がある。すなわち、刑務所から近隣の事業所へ毎日「出勤」するわけだ。受け入れる事業所にとって彼らは、「身元」がはつきりしているし、連絡ぬきで急に辞めてしまうなどということもなく毎日定時に就労するまじめで使い勝手のよい労働力である。<sup>18)</sup>

このように見ると、すでに米国の刑務所の民間委託化において、まずそのサービス従事者が民間事業者には雇用されるといふ側面と、次に、新たな労働者派遣事業あるいは人材請負業の発生という側面が生じていることがわかる。そのとき受刑者の就労する派遣先の（ユーザー側

の）事業所にとっては、労務管理の手間が省けるだけでなく、矯正の一環としての就労という建前上、賃金相当額の一定部分は税金で負担されるので、その使用のコストが通常のアウトソーシングを下まわる。この結果、雇用の創出されるはずの地域では、受刑者という低廉な労働力群が、旧来の就業者の前に新たな競争相手として出現することになる。日本における刑務所の民間委託が即座に米国と同じ構造をとるかどうかはわからない。けれども、いわば株式会社の営む飯場が補助金を受けているような状況がいずれ日本に出現する可能性はある。

### おわりに

今後、私たちが税金の支払いをやめず、また、私たちの社会において民主制の枠組みがさほど変化しないならば、相当量の公共サービスが税金を原資として供給されるという事情に変化はないはずだ。そうだとすると、サービス供給の直接の担い手がたとえ民間事業者になろうと、そのサービスの量や質、あるいは態様や中身については、当然ながら納税者が間接的にでもコントロールできる仕組みが維持されなければならない。つまり、現在公務労働に対してなされているチェックなり監視なり

が、より以上の熱心さで、公共サービスの供給全般に広げられてゆくほかはない。もし、サービスの供給主体が公務員の職場から離れているのにもかかわらず、納税者によるチェックが公的部門の周辺にしか及ばないとしたら、それは私たちが、私たちの社会のサービスについて、きわめて限定された貧困なコントロールしかできないということの意味しよう。これは、いろいろなかたちで取り組まれているまちづくりや住民参加という流れと全く逆のものである。本稿の終盤で唐突にも刑務所の例を取り上げたのは、それまで行政の領域と考えられていたものがいわゆる「民」の手にわたること地域社会がいかに変化するか、いま一度イメージしておきたかったからである。いずれにせよ政策入札への取り組みは、そのようにしていつの間にか私たちがコントロールを失ってしまうことがないようにするための一つのツールだということができる。

ところでこの種の取り組みに、自治労のような公務員労働組合の生き残り策としての側面はあるだろうか。なるほど民間委託がこれまでほど手軽なものでなくなり、直営職場の縮小の速度が下がれば、あるいは公務員の労働規模が小さくならずにはすむかも知れない。また、公共サービスに従事する民間労働者が公務員労働の傘下の

単組に加入すれば、それだけ公務員労働の財政は潤うかも知れない。これによく似た事象は米国にもある。自治体の受託事業者に対して連邦最低賃金を数ドル上回る時間給の労働者への支払いを義務づける「リビング・ウェイジ（生活賃金）条例」の通過したところでは、公務員たちの賃金が上昇した<sup>21</sup>というのだ。

だからといって「政策入札」のようなキャンペーンを単なる労働の生き残り策としてのみ見なす考え方は、間違いである。上記のようなメリットは大なり小なり日本の公務員労働にもあろうが、驚くに値しない。そのような、公務員側の一般組合員の支持を取り付け、執行機関の合意を形成しやすいような運動の課題が、社会的にも大きな意義を持っているというところに、この「政策入札」のキャンペーンの特徴がある。言いかえると、そうした入札制度は、公務員と民間の事業者の間の仕事の奪い合いや賃金のたたき合いを防ぐものなのである。米国の百前後の都市や地域におけるリビング・ウェイジ条例という成果も、そうした利害の一致があるからこそではないかと思われる。

## 注

(1) 吉村臨兵(二〇〇二a、二〇〇二b)。

(2) 『政策入札で地域を変える 政策資料No.52』大阪地方自治研究センター、第1部三四頁。その文書中の文言を一部つぎのとおり示す。

「これらの業種が建物等の維持管理上欠くことのできない必要な分野であるにもかかわらず、その実態については一般にほとんど認識されていない状況にあります。こうした中で(中略)本県におけるビルメンテナンス業者の倒産に伴う多額の賃金不払事件、または最低賃金法違反事件等、委託者、受託者とを問わず多くの問題が発生しております。」「委託契約締結に際しては、受託者に対し、その労働者が正常な市民生活を確保できるように特に次の点について指導を行わねたいこと。(1)最低賃金法違反を生じさせないこと。(2)過長な労働時間とならないよう労使の合意に努めさせること。(以下略)」

(3) 同上書第1部二頁。

(4) 同上書第1部一〜二頁。

(5) 地方自治法施行令第一六七条の一〇の二第一項。

(6) 詳しくは吉村臨兵(二〇〇二b)を参照のこと。

(7) 一部を再掲しておくのとおりである。

・契約全体およびその全期間にわたって要請される業務を行えるような技術的能力や手段。

・リスク審査、なかでも辞退の危険性ならびにとりわけ

第二回目の入札において独占的に一社しか入札に参加してこなくなる可能性。地域の雇用に対する影響。柔軟性、あるいは緊急事態への対応能力の低下。

以上、吉村臨兵(一九九八)三六〜三七頁。

(8) 以上、井熊均(二〇〇〇)五四〜五七頁。

(9) 大阪府庁舎についての清掃業務、玄関の受付案内業務、指定駐車場警備業務ほかおよび、大阪府警察門真運転免許試験場についての清掃業務、駐車場管理業務、駐車場使用料徴収事務。

(10) 平成一五年四月三〇日大阪府告示第七六〇号。

(11) 全日本港湾労働組合(全港湾)関西地方建設支部機関紙『地平線』一八二号(二〇〇二年一〇月一日発行)。

(ホームページ <http://www9.ocn.ne.jp/%7Eekensetsu/theisen/theisenframepage.htm> にて参照可)

(12) 「総合管理」、「受付」、「清掃」いずれの業務でも公表されてきた最低制限価格で大半の事業者が応札したため、くじ引きで事業者を選定した。『地平線』一八四号(二〇〇三年二月一日発行)による。

(13) 同上(一九九一年)二〇〇三年九月一日発行)。

(14) 「初犯対象の刑務所運営に民間参入 〇五年度の着工目指す法務省」『毎日新聞』二〇〇三年七月二四日。

(15) 「受刑者に所外作業 ボランティア活動など、外泊も容

認法務省方針」『毎日新聞』二〇〇三年八月七日。

- (16) 「刑務所業務、民間人を活用収容増に対応庶務部門に来年度一四八人」「毎日新聞」二〇〇三年九月七日。この記事と前二つの記事にはいずれも伊藤正志の名がある。

- (17) Corrections Corporation of America.

<http://www.correctionscorp.com/> (二〇〇三年九月一日ダウンロード)、および

Wackenhut Corrections Corporation, <http://www.wcc-corrections.com/wcc-corrections/> (二〇〇三年九月一日ダウンロード)

- (18) この段落は、二〇〇一年三月一六日にNHK教育テレビ「ドキュメント地球時間」で放映された『米・刑務所がビジネスに』（制作：パラダイム・ピクチャーズ・プロ、オーストラリア、二〇〇〇年）による。

- (19) 日本でいえば、受刑者が作業所で制作した、品質の割には価格の安い家具などを想像すればよい。

- (20) 米国における民間委託の諸断面の紹介として、AFS CME編『民間活力の「証明」』第一書林、一九八七年は改めて読むに値する。

- (21) Neumark, 2002, p.128.

## 参考文献

- 青木衆一、二〇〇二「自治体委託現場で働く人たちとその要求」『賃金と社会保障』第一三二八号、三月下旬号
- 井熊均、二〇〇〇、井熊均編著『自治体契約における実践！総合評価方式―運用からPFIへの対応まで―』ぎょうせい
- 自治労、二〇〇一「社会的価値の実現をめざす自治体契約制度の提言」『賃金と社会保障』第一三二一号、一二月月上旬号
- Neumark, D., 2002, *How Living Wage Laws Affect Low-Wage Workers and Low-Income Families*, Public Policy Institute of California.
- 大阪府、二〇〇三、行政の福祉化推進プロジェクトチーム『平成一四年度 行政の福祉化推進プロジェクト報告書 平成一五年三月』大阪府
- 吉村臨兵、一九九八「自治体入札の現状と課題」『月刊自治研』第四〇巻四六三号
- 吉村臨兵、二〇〇二a「民間委託労働と政策入札」上、『労働法律旬報』No.一五二八、五月下旬号
- 吉村臨兵、二〇〇二b「民間委託労働と政策入札」下、『労働法律旬報』No.一五三〇、六月下旬号

研究ノート

## 岡山の被差別部落とキリスト教

——一九世紀後半から二〇世紀初頭、アメリカン・ボードと岡山基督教会の活動——

友寄 景方

### 要 約

岡山の被差別部落である竹田村で、一九世紀後半、プロテスタント・キリスト教の宣教団体アメリカン・ボードがキリスト教宣教活動を行っていた史実は、これまでの先行研究で明らかにされてきた。本稿では、その活動に携わっていたアメリカ人宣教師の手による、これまで未発表の報告書を用いる。報告書には、竹田村でどのような活動が展開されていたかが記されていた。そこから、キリスト教がその使信として持つ「兄弟愛の原理」が、被差別部落の人びとを引きつけた様子がうかがえるのである。

### はじめに

本稿では、岡山の被差別部落・竹田村と、アメリカのプロテスタント・キリスト教宣教団体であるアメリカン・ボード (American Board of Commissioners for For-

eign Missions, 以下ボード)、またその宣教によって成立した日本組合教会岡山基督教会 (現在の日本基督教団岡山教会) との関係について探る。既に、隅谷三喜男氏、守屋茂氏、竹中正夫氏、工藤英一氏各氏の先駆的な研究によって、この史実は明らかにされてきた。特に、竹中氏は、ボードの宣教師が作成した年次報告を使用して、

このことを指摘している。<sup>(2)</sup>

ここでは、現在まで未発表であるボードの宣教師であったO・ケリー (Oris Cary, 1851-1932) が書いた一八八一年の「岡山ステーション第三回年次報告」から一八八四年の「岡山ステーション第六回年次報告」<sup>(3)</sup>を軸にして、日本での当時の様子を伝えるキリスト教の週刊新聞『七一雑報』<sup>(4)</sup>などの史料から、その関係を概観する。

## 一 ボードの活動と岡山基督教会の設立

明治維新以降、プロテスタント・キリスト教のなかで、岡山において宣教の先鞭をつけたのが、ボードで、その端緒は、一八七五年に岡山を訪問したボード宣教師のW・テイラーである。その後、一八七七年から、神戸、京都より、宣教師であるJ・L・アッキンソン、J・E・ダッドリー、M・J・バロースや、同志社の神学生であった金森通倫らによる本格的ではあるが、短期滞在・訪問型の伝道活動が始められた。その上で、一八七九年四月には、ボードの岡山ミッション・ステーションが設置された。このミッション・ステーションには、医師であるJ・C・ベリー夫妻、O・ケリー夫妻、J・H・ペティ夫妻、J・ウイルソンが派遣され、同年六月には、金

森通倫も岡山での伝道に加わった。そして一八八〇年一月一三日に、三三人の信徒により、岡山基督教会が設立され、金森が初代の牧師に就任した。<sup>(5)</sup>

ところで、竹田村に関する最も早い報道は、中国・四国地方での伝道を報じた『七一雑報』三卷二三号(一八七八年六月七日)に見られる。一八七八年五月「四日ハ午後二時ごろより中川氏同道にて当所を離る、事十五六町東北に竹田村と唱る新平民の村あり此村に行しが此地の実況を見聞するに隣村に尋常平民の村ありて互に両村の得失を図り且ハ交誼を篤くせんと竹田村に会議所を設立せしに旧平民は聊さか嫌疑の心なく新民と集会して両村に關係する農の事務を協議し互いに村内の利益を論じ加之開化に着目し自由の理を述べ近頃中川氏社中の演説を此集会所に設くといふ。今会場を見るに旧民ハ新民に對して侮らず新民ハ謙遜して席をゆづる等其情義未だ他に列を聞ず即ハち感じて約翰伝一章二十三節を説明す後席ハ教師の講義にて聴聞人の満面に感じたる様をあらはすに至る凡て此村の男子の容儀を見るに実に従前穢多と唱ふる鄙態を蟬脱せるものと見へたり」。

ここで、読まれた「約翰伝」、つまりヨハネによる福音書の第一章一二節と一三節は、次のようになっていゝ。「しかし、言は、自分を受け入れた人、その名を信じる人々

には神の子となる資格を与えた。この人々は、血によつてではなく、肉の欲によつてではなく、人の欲によつてもなく、神によつて生まれたのである」(『新共同訳聖書』日本聖書協会、一九八七年)。

同年夏の「先頃伝道の為備前の岡山へ行れし金森氏」(『七一雑報』三卷三六号「一八七八年九月六日」)、つまり金森通倫の活動に関する記事でも、竹田村は宣教の対象地となっていた。「岡山を去る十二三丁程の所に竹田村と云村あり新平民の住む処なり初にハアツキンソン氏が行き其後ハ岡山より一二の信者が安息日毎に道の話にゆきみたりしが金森氏出張後ハ水曜日曜の両日に説教に行れし所ますく信者も増し酒煙草を廃止して神に使えんとする人七八人も有り其他志のある人も多く説教の時に集まる人ハ四五十人より百人に至れりと」と、竹田村での集會が盛況であることを伝えている。

この宣教活動は、金森通倫が去った後も、「備前の岡山にてハ毎火曜日山下久治氏の宅にて長田時行氏道の説をいたされ日曜日毎にハ竹田村にて説教さる、が聴聞人も多く追々盛なる由該地より報」(『七一雑報』三卷三九号「一八七八年九月二七日」)と、継続されていた。同年末の『七一雑報』三卷五三三号(一八七八年二月二七日)は、一八七八年の全国各地のキリスト教伝道を回顧する記事

のなかで、「備前ハ岡山に既に数名の信者あり道を講ず近傍竹田村も同段なり」と指摘している。

ついで『七一雑報』四卷一七号(一八七九年四月二五日)は、「竹田村も相かはらず安息日の夜ごとにハ岡山より一二の信者行て伝道することなるが是また追々盛んなり去る十二日長田時行氏と竹田村の信者中塚栄二郎氏と共に岡山より三里程東北にあたる篠岡村に行て集りを開きしに始めに似合ず質問等之あるを見れば日ならず好果を結び盛んになるべし其他県下所々に聖教を渴望する勢あり」と報じている。「竹田村の信者中塚栄二郎氏」という一文の、「信者」という表現に注意したい。既に、中塚は、洗礼こそ受けてはいないものの、周囲から、キリスト教徒と認識されていたのであろう。

さらに、一八八〇年一〇月に岡山基督教会が創立された後の「岡山ステーション第三回年次報告」(一八八一年四月)から、「竹田村(岡山の北およそ一・五マイルにある穢多村)」(Takeda Mura [Eta village about 1 1/2 miles north of Okayama])とのタイトルで記録されている。竹田村に関する部分を見ていこう。



## 二 キリスト教に入信した竹田村の人びと

この村での活動は、活動の対象となる人々の階層のゆえに、常に特別の関心を寄せられている。竹田村の五人が、岡山教会の会員である。年間を通じて、毎週一回夕方に、岡山の信徒の助けによつて集会が守られており、最近の平均出席者はおよそ二〇人である。これ以外に、数か月間にわたつて竹田村の信徒は、竹田村のために祈祷会を自分たちで持ち、最近では日曜日の夕拝を守るようになっていた。各々の信徒は三、四人の友を選び、その人たちの救いのために特に祈り、働くようになっていた。金森氏が竹田村で三夕連続して説教を行つて以来、短期間のことである。金森氏は初め、彼の話を最後まで聞くためにどの集会にも出席すると約束を出席者から取り付けていた。最後の夕に、金森氏は人々に、何事も起こらず、できるだけ静かに過ごすように求めた。そのために人々の注意がとられ、人々がキリスト教の主張を十分に考えることができないうことがないようにするためであった。しかしその翌日の夕刻、竹田村の信徒の一人が教会の祈祷会にやつてきて、川が増水し村の近くの土手が決壊しそんであ

り、人々は皆忙しく差し迫る大災害を防ごうとしていた。との報告を行つた。危険はまだ去つていなかった。金森氏は当然にもこの考え方にいくぶん失望し、この出来事とそれに伴う興奮状態が、彼が人々に語つたことから人々の考えをそらせてしまふのではないかと恐れた。彼はその知らせを報告した人の求めを（原文判読不能）。それは、危険が去り、竹田村での神の業が損失を被らないように、キリスト者が竹田村のために祈つてほしいという求めであった。その後熱心な祈りの期間が持たれ、信徒の中には竹田村に対する神の祝福のために二度、三度祈る者もあつた。それは、キリスト教が、過去においてこの国が決して知らなかつたような兄弟愛の原理を導き入れることによつて、階級的偏見の障壁を取り壊しつつかある興味深い例証であつた。

報告の中で、金森が、竹田村の人びとが土手の決壊を防ごうとしている努力について「失望」したとされている。災害から身を守る努力は当然で、金森の受け止め方は浮世離れしていると言えるだろう。一方で、現代でもキリスト教の伝統の中で、静ひつのうち神について思いを巡らすという行為はあるので、同様の事を金森が要求したのだろうか。

また、「竹田村の五人が、岡山教会の会員である」と

いう記述は重要である。岡山基督教会創設時の会員三三人のうち、設立式に合わせて洗礼を受けた者が二七人、他教会からの転入者が六人となっている。

第三回年次報告の後、第四回から第六回までの年次報告での記述は短いものなので、続けて記そう。

年間を通じてこの村では、岡山教会の会員によって、毎週の集會が開かれたが、進歩はほとんど見られなかった。竹田村の新しい階層の人々と接触しようとして、ミス・タルカットは女性のための集會を始めようとしていたが、彼女が神戸に移ったため、計画は挫折した。子供と青年のための集會はまだ始められたばかりであるが、活動に新たな有益な影響を与えると期待されている。

この村では、事態に特別な変化はなかった。毎週の集會は守られているが、教会員以外の出席はほとんどない。竹田村の一人の女性が、一月に岡山教会に結ばれた。

年間の大半を通じて、この村では特別の活動はなかった、岡山と近いため、信徒は岡山市での礼拝に出席するのが容易である。一、二名の教会員の状況は、懸念を起こさせるようなものであった。この報告書の対象となる年度の末に、説教礼拝のための準備がなされ

ているが、幾人かの新規来聴者があるものと期待されている。

第六回年次報告の後、一八八五年以降の岡山ステーション年次報告には、竹田村についての報告はない。『七一雑報』においても、一八七九年四月二五日の四卷一七号を最後に、竹田村への言及はなくなっている。竹田村に対するボード、また岡山基督教会による組織的な宣教活動は、一八八四年に終わりを告げたように考えられるが、その理由は現在のところわからない。

けれども、安部磯雄が自叙伝『社会主義者となるまで』に記しているように、すくなくとも一八八七年時点では、竹田村出身者も、岡山基督教会のメンバーだった。

### 三 河本乙五郎の活動

この後、一九〇二年に、河本乙五郎という岡山基督教会の信徒による、竹田村での活動が見られる。河本は、一九二八年、内務大臣による融和事業功労者として、また社会事業功労者として表彰を受けている。『融和事業功労者事蹟』に掲載された河本の項のなかに、竹田村の名前が出てくる。「氏は部落解放の爲め愈々志を堅くし、本問題の解決には特に、宗教的教化を基調とせざるべか

らざる事を痛感し、明治三十五年竹田村内部落有志の懇請に感激し、同所に日曜学校を創設し、次で託児所を設け、同部落有志の懸命なる努力に依り住民の精神的覚醒を促し、常に部落各戸を訪ねて親しく児童及びその父兄に接し、各家庭の相談相手となり、或は多数失業者の爲めに職を求め、之が生活の安定を期する等、終始部落の向上に専念尽力した。其後氏は広く日曜学校運動に尽瘁する所があつたが、その間常に済生と融和事業には少なからざる努力を費した<sup>12</sup>。

ボード、岡山基督教会の活動終了後、一八年を経て新たに日曜学校を形成したとなっているのだが、このことについて、『岡山基督教会五十年小史』、『日本基督教団岡山教会小史』、『岡山教会百年史 上巻』には、記述がない。しかし、『恩寵の経験』によれば、「明治三十五年には石井十次、ペテー、炭谷小梅諸氏の援助のもとに竹田日曜学校を開き、河本先生自らその主任者として、岡山教会執事、岡山教会日曜学校長、南部日曜学校長の外に、毎日曜一里の竹田村に赴きて児童の宗教々育に当られたのである<sup>13</sup>」という。この活動が、いつまで存続し、どのような内容であつたかは、現在のところ、不明である。

## おわりに

竹田村へは、ボードの宣教師たちが岡山での伝道にあつて頼りにしていた中川横太郎が案内したことによつて、キリスト教の宣教活動が始められたのではあるが、なぜ、宣教師たちは、被差別部落である竹田村に関心をもち、活動を継続したのだろうか。「岡山ステーション第三回年次報告」にある、O・ケリーの「それは、キリスト教が、過去においてこの国が決して知らなかつたような兄弟愛の原理を導き入れることによつて、階級的偏見の障壁を取り壊しつつある興味深い例証であつた」という記述に注目したい。

「過去においてこの国が決して知らなかつたような兄弟愛の原理を導き入れること」、このことこそ、ボードに所属し、日本に派遣されてきたアメリカ人宣教師たちが、共通して持っていたキリスト教信仰の理解といえるのではないだろうか。

岡山と直接の関係は持たなかつたが、ボードの最初の来日宣教師であつたD・C・グリーンは、一八九九年に、日本における彼の宣教活動を回顧して、次のように書いている。「彼（引用者注―D・C・グリーン）の言明した

ところによれば、日本のキリスト教宣教のなかで、『人間の価値についての新しい概念』（傍点「原文ではイタリアック」はD・C・グリーンによる）が主たる収穫だった。つまり、その概念とは『全ての男性、女性、子供は、天にいます私たちの父、唯一の生ける神との直接的で、また、個人的な関係のなかにいる、というものである。言い換えれば、どんなに地位が低かろうが、全ての人間は神の子供であり、また、それにふさわしい尊厳が付与されている』。キリスト教の比較的小さなグループならば、一番よく、この思想の十全な意味を味わうことができるだろう。しかしながら、個人の価値と尊厳を新しく生み出したその影響は、もつと広大な範囲に及んだ。そして、最近の国家的進歩の主因となった。この概念は『必ずしもキリスト教徒のみによって言明されたものではない。しかし、この概念は、それでもやはり、キリスト教的なものなのである』<sup>15</sup>。

O・ケリーが述べる「兄弟愛の原理」は、D・C・グリーンが言うところの、神の前では、全ての人は神の子供であるという「人間の価値についての新しい概念」に裏付けられたものであっただろう。そして、安部磯雄が、その自叙伝に記しているような「博愛主義であり、平等主義であり、平民主義」というキリスト教が、岡山の竹

田村に伝えられたことが、安部自身が述懐しているように「基督教に引き附けられたのも全くこの精神のためであつた」という状態と同様に、被差別部落の人びとを引き付けたのではなかったのだろうか。<sup>16</sup>

## 注

(1) アメリカン・ボードと日本伝道については、吉田亮「総合化するアメリカン・ボードの伝道事業―日本進出期の教派協力、教育、出版活動を対照して―」、茂義樹「アメリカン・ボードの日本伝道と教会の形成」(いずれも、同志社大学人文科学研究編『来日アメリカ宣教師―アメリカン・ボード宣教師書簡の研究 一八六九―一八九〇―』現代史料出版、一九九九年所収)を参照。

(2) 隅谷三喜男「社会問題とキリスト教―隣人愛の社会的性格―」(隅谷三喜男『日本社会とキリスト教』東京大学出版会、一九五四年所収)六七―六八頁。守屋茂『近代岡山県社会事業史』岡山県社会事業史刊行会、一九六〇年、六一―八頁。竹中正夫「初代の教会」(竹中正夫『真人の共同体』新教出版社、一九六二年所収)四五―四八頁。工藤英一「部落問題とキリスト教」(工藤英一『社会運動とキリスト教―天皇制・部落差別・鉅毒との闘い―改訂増補版』日本YMCA同盟出版部、一九七九年所

収)八一〜八五頁。

隅谷氏は、安部磯雄の自叙伝『社会主義者となるまで』から、安部が岡山基督教会の牧師を務めていた時代の回想で、竹田村との関係を記した部分を指摘している。『社会主義者となるまで』は、一九三二年の改造社版と、一九四七年の明善社版の二種類があり、ページに異同がある。竹中氏、工藤氏も引用しており、重要な資料なので、関係部分を書き出しておく。

「然し一方には特殊部落の中から教会員になった人があつた。岡山の隣接地に竹田村といふ特殊部落があつた。其処から中塚なかづかといふ一家族が率先して岡山教会員となつた。其家には多少の資産があつたのみでなく、主人には相当の教養があつた。毎日曜の午前には教会堂で日曜学校が開かれ、幾組にも分れてバイブルの講義を聴くことになつて居た。教師は教会員中の元老が務めるのであつて、中塚も其一人であつた。其当時中塚は四十五六歳位であつたと思ふが彼の講義を聴く者は多く六十歳以上の老人であつた。其中には旧藩時代の士族階級に属する者が一二名あつた。私は赴任後此光景を見て感激に堪へなかつた。基督教の精神が博愛主義であり、平等主義であり、平民主義であることは同志社時代に於て充分に会得して居た。私が基督教に引き附けられたのも全くこの精

神のためであつたと言ひ得る。然るに明治二十年の頃昔の武士が特殊部落の人からバイブルの講義を聴いて居るのを見た時私はこれが即ち基督教の力だなど感ぜざるを得なかつた」(改造社版一四四頁、光善社版一四〇頁。両者の文章は、句読点に至るまで異同はない。「中塚」のみ、ルビをふつた)。

なお、安部は一八八七年以降、九一年から九五年に帰国するまでのアメリカ留学を挟んで、九七年まで、岡山基督教会の牧師を務めた。

守屋氏は、三好伊平次調査手録『岡山県同和事業年表』を根拠としている。

竹中氏は、初めて『七一雑報』に見られる竹田村伝道の記事を使用。隅谷氏と同様、安部磯雄の自叙伝の同一部分を引用している。ボードの年次報告書であるSecond Annual Report of Okayama Station by Oris Carry, May 1880. も使用して、同文書に基づき、竹田村には「明治十二年には熱心な者が十二、三人存在し、なかには定期的に岡山の集会に出席する者もあつた」(『真人の共同体』四六頁)ことを指摘している。

工藤氏の論文は、『七一雑報』、安部磯雄の自叙伝を用い、竹中氏の論文とはほぼ同様の構成である。

(3) これらの年次報告は手書きの英語文書であり、ボード

の日本伝道関係の文書とともにマイクロ・フィルム化され、『アメリカン・ボード宣教師文書』として同志社大学人文科学研究所に所蔵されている。本稿の作成にあたって、同研究所のものを使用させていただいた。

- (4) 『七一雑報』について、土肥昭夫氏の説明を引いておく。  
 「アメリカン・ボード宣教師 O・H・ギューリック (Oramel H. Gulick, 1830-1923) の指導と援助の下に、(中略) 週刊新聞『七一雑報』(一八七五・一二・二七—一八八三・七・三) が刊行された。これは教派に関係なくキリスト教界の情報、キリスト教の平易な解説をのせるのみではなく、文明開化にふさわしく、家庭、衛生、建築、その他日常生活に関係するさまざまな問題を取りあげ、その改善を唱えたものであり、その内容も一般民衆が読めるように平易に述べられており、その意味では独創的な刊行物であった」(土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版社、一九八〇年、七六頁)。
- (5) この部分は、竹中正夫「岡山県における初期の教会形成」(同志社大学人文科学研究所第二研究「キリスト教社会問題研究会」編『キリスト教社会問題研究 第三号』同志社大学人文科学研究所第二研究「キリスト教社会問題研究会」、一九五九年所収)に基づいている。
- なお、Otis Cary, *A History of Christianity in Japan*,

second edition, Charles E. Tuttle, 1976 (first edition, 1909) に、一八七五年の W・テイラーの岡山市訪問 (volume two, pp.119-120) 一八七九年に J・C・ベリ、J・H・ペテイ、O・ケリー、J・ウィルソンが岡山に派遣されたこと (ibid., p.146) が記されている。

- (6) 「岡山ステーション第三回年次報告 O・ケリー一八八一年四月一日」(Third Annual Report of Okayama Station, O. Cary, 1881.4, pp.13-15) (『アメリカン・ボード宣教師文書』マイクロ・フィルム Roll 6)。

- (7) 小野田元編『岡山基督教会五十年小史』岡山基督教会、一九三〇年、二頁。岡山教会史編集委員編『日本基督教会岡山教会小史』日本基督教会岡山教会、一九五五年、四〜五頁。日本基督教会岡山教会編『岡山教会百年史上巻』日本基督教会岡山教会、一九八五年、二七頁。

『七一雑報』五巻四三号(一八八〇年一〇月二二日)に掲載された「備前岡山に教会設立せし事」では、「新島氏ハ男十五人女十二人合せて二十七人に洗礼を施し(但し此他に他会より入会せし者五人あり合せて三十二人の教会なり)」と、男女二七人が洗礼を受けたとなっている。アメリカン・ボードの機関誌であった月刊誌『The Missionary Herald』(Vol. XXVII-February, 1881-No. II) の LETTERS FROM THE MISSIONS に掲載された、

テイによる CHURCH ORGANIZED AT OKAYAMA では、牧師としての金森のほか、三十一人の会員 (thirty-two members) となっている (p.56)。

なお、村田富編『大西絹子先生余芳』(村田富、一九三四年〔復刻一九九二年、大空社〕)に収められた河本乙五郎による「大西絹子刀自の功績」の中では、「明治十三年十月岡山基督教会創立に当り、全国基督教会に於て恐らく前後稀有の一大事実が現はれたのである。即ち教会創立者の中四名の内部同胞あり、然も全く自由平等の待遇により 同胞二十八名に伍し、堅き握手の下に共同団結したのであつた」(三九頁)と、「四名の内部同胞」とされている。一方で、小野田哲彌『炭谷小梅姉追懐録』(林源十郎、一九四一年)に収められた河本乙五郎の回顧によれば、中川横太郎と金森通倫が「当時最も悲境に在りし或る同胞」、「或貧しき人」、つまり被差別部落の人びとにキリスト教を伝道し、「明治十二年十月十三日岡山教会の創立第一歩に当り、此青年が涕と共に基督教の愛を語つた事と、同時に彼の同胞五人も洗礼を領した」(八七頁)と、「五名」に訂正されている。

岡山基督教会で一九〇七年に洗礼を受けたという佐々木親による『恩寵の経験』(佐々木親、一九五五年)には、「市外竹田村落同胞に対して(中略)宣教師テラー

博士、伝道師金森通倫氏の如きは屢々同村に至つて伝道教化の任に当り、其の結果明治十三年十月岡山教会創立に當つて、創立者三十七名中五名の部落同胞があつたのである」とある。「創立者三十七名」は明らかに誤りであるが、「創立者」とは岡山基督教会の設立に合わせて洗礼を受けた人、「三」を「二」の誤植または誤記と考えれば、二七人の受洗者のうち、五人が竹田村出身者と見られるのではないだろうか。そうであれば、O・ケリーの年次報告と一致する。二七人の受洗入会者の氏名を、『岡山基督教会五十年小史』(二頁)、『日本基督教団岡山教会小史』(五頁)、『岡山教会百年史 上巻』(三七頁)に基づいて記しておく。『岡山基督教会五十年小史』、『日本基督教団岡山教会小史』では、「丸毛真応、宮路克己、吉岡正矩、山田市太郎、佐々木盛永、中塚栄次、山崎長衛、有松才次郎、武田五郎作、葛原安次郎、森環、大賀寿吉、二宮邦二郎、三宅京三郎、中川堅市、佐々木やゑ、中塚とわ、中川ゆき、大西ひで、大西きぬ、岸本もと、木全かよ、加藤みね、加藤はる、草加うめ、三宅つる、多賀たき」となっている。『岡山教会百年史 上巻』では、このうち、「宮路克己」が「宮路克」に、「大西きぬ」が「大西絹」と変わっている。

(8)「岡山ステーション第四回年次報告 O・ケリー」

- 八八二年四月一日」(Fourth Annual Report of Okayama Station, O. Cary, 1882.4.1, pp.8-9) [『アメリカン・ボード宣教師文書』マイクロ・フィルム Roll 7]。
- (9) 「岡山ステーション第五回年次報告 O・ケリー 一八八三年四月一日」(Fifth Annual Report of Okayama Station, O. Cary, 1883.4.1, p. 5) [『アメリカン・ボード宣教師文書』マイクロ・フィルム Roll 7]。
- (10) 「岡山ステーション第六回年次報告 O・ケリー 一八八四年四月一日」(Sixth Annual Report of Okayama Station, O. Cary, 1884.4.1, p.4) [『アメリカン・ボード宣教師文書』マイクロ・フィルム Roll 7]。
- (11) 注(2)の『社会主義者となるまで』の引用箇所を参照。
- (12) 中央融和事業協会編『融和事業功労者事蹟』中央融和事業協会、一九三二年、三〇六頁。内務省社会局編『社会事業功労者事蹟』(内務省社会局、一九二九年)では、「明治三十五年には、竹田村に日曜学校を創立して、親しく少数同胞児童及びその父兄に接して、指導教化に従事した。その努力によつて、改善発達の実績実に著しいものがあつた」(四九六頁)となっている。河本については、『融和事業功労者事蹟』、『社会事業功労者事蹟』のほか、警醒社編『信仰三十年基督者列伝』(警醒社書店、一九二二年)九二頁、大久保利武『日本に於けるベリ翁』(東京保護会、一九二九年)一五六〜一六〇頁、岡山県・岡山県社会事業協会『岡山県済世制度二十年史』(一九三六年)三〇五〜三〇六頁を参照。
- (13) 佐々木親『恩寵の経験』佐々木親、一九五五年、一〇〜一一頁。文中の石井十次は、岡山孤児院の創設者である。炭谷小梅については、『信仰三十年基督者列伝』の二三五〜二三六頁、また『炭谷小梅姉追懐録』を参照。
- (14) 『山陽新報』七五二四号(一九〇四年三月一五日)に掲載された杉山亀五郎「新平民(承前)(上道郡宇野村大字竹田を紹介す)」に、「全(引用者注・明治)五年に至り余が叔父中川横太郎聊か見る所あり先づ教育の普及を計らんとて新平民の子弟七十餘人を高木塾に入らしむ」、「其後伯父は亦宗教を紹介して彼等が逆境の苦痛を慰藉せんとして基督教を講じ米人アツキスソンセ、ベレ<sup>(ママ)</sup>、ケレー、トウカツの諸氏を招待し其他金森通倫、長崎牧師の如き每一週間毎に講演をせられたり然れども真の信徒は僅かに五六名なりき」とある。中川については、杉謙二編『岡山県名鑑』岡山県名鑑編纂所、一九一一年、二二〜二三頁を参照。
- (15) Everts Boutell Greene, A New-Englander in Japan Daniel Crosby Greene, Houghton Mifflin, Boston, 1927, p.296. 隅谷三喜男「群馬キリスト教の社会的展開」(隅谷三



喜男『日本プロテスタント史論』新教出版社、一九八三年所収）九〇〜九一頁に、同じ箇所が引用されているが、訳文は異なる。D・C・グリーンについては、A New Englander in Japan Daniel Crosby Greene、また茂義樹『明治初期神戸伝道とD・C・グリーン』（新教出版社、一九八六年）を参照。

(16) 注意深い検討が必要ではあるが、河本乙五郎による竹田村出身の有松才二郎の談話は次のようになっていいる。『明治初年五箇條の御誓文と、其後太政官発布により四民平等の御布達が出た時は、数百年来の永きに亘り痛ましき厭迫<sup>(ママ)</sup>差別の酷遇を蒙りつゝ、あつた同族は暗夜の明け放れて旭の光を仰ぎ見る朗かな気分になりました。が然しながら事實は此に反し少しも融和の事実が挙らない。かうではなかつたと失望落胆した時に、始めて金森先生、中川横太郎氏等に御目にかゝり木全夫人、大西さん等の御宅へも度々招かれ、又私共の宅へも毎週一日来て下さつて親類同様の御交際を戴き、夢を見る様に嬉しくも思ひ、此世ながらの天国はこんなものだらうと涙をこぼして感謝致しました。それから基督教を研究し、なるほどあの方々の差別撤廢に忠実である事は、基督様の御精神であると悟り、此教の力ある実行の教へである事を知りました』（河本乙五郎「大西絹子刀自の功績」〔『大西絹

子先生余考』、四〇―四一頁）。

付記

史料の引用にあたっては、差別語、差別的内容をもつものがあるが、歴史的史料として、そのまま引用した。また、できうる限り、漢字は旧字体を新字体に、変体仮名は平仮名に改めた。明らかな誤字には（ママ）を付した。

本文におけるボード宣教師の人名表記は、基本的に同志社大学人文科学研究所編『来日アメリカ宣教師―アメリカン・ボード宣教師書簡の研究 一八六九―一八九〇』（現代史料出版、一九九九年）に従った。このため、引用した史料とは表記に相違がある。

『日本基督教団岡山教会小史』は同志社大学人文科学研究所蔵のものを、The Missionary Herald は神戸女学院大学図書館蔵のものを利用させていただいた。『山陽新報』、『岡山基督教会五十年小史』、『炭谷小梅姉追懐録』は岡山県総合文化センター所蔵のものを、『恩寵の経験』は教文館出版部所蔵のものを利用させていただいた。

また、竹田村に関する史料について明楽誠氏にご教示をいただいた。ここに記して、ご厚意に感謝する。